

## 議員報酬・政務調査費、職員給与の推移(平成19年度～)

	議 員	職 員															
平成19年度	報酬審議会の答申(H18.5.19)を受け、本則額を減額変更(H19.5から実施) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>980,000</td> <td>930,000</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>880,000</td> <td>840,000</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>810,000</td> <td>770,000</td> </tr> </table>		変更前	変更後	議長	980,000	930,000	副議長	880,000	840,000	議員	810,000	770,000	※平成18年度に給料表を改正 局部長△6.7～△6.8%、課長△6.8～△6.9% 課長補佐△6.2%、係長△5.7% 副主査以下0.0～△4.4%			
	変更前	変更後															
議長	980,000	930,000															
副議長	880,000	840,000															
議員	810,000	770,000															
平成20年度		局長～課長△3%、課長補佐△2%、係長以下△1% ※「財政状況がこれまでにない厳しい中、…職員についても給与の減額措置を行うことも必要…」															
平成21年度		(平成20年度と同様)															
平成22年度	議員報酬5%、政務調査費10%の暫定減額(H22.4.1～H23.4.30) ※提案理由は下記参照 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>減額前</td> <td>減額後</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>930,000</td> <td>883,500</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>840,000</td> <td>798,000</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>770,000</td> <td>731,500</td> </tr> <tr> <td>政務調査費</td> <td>300,000</td> <td>270,000</td> </tr> </table>		減額前	減額後	議長	930,000	883,500	副議長	840,000	798,000	議員	770,000	731,500	政務調査費	300,000	270,000	局部長△9%、課長△7%、課長補佐△5% 係長△3%、主任主事以下△0.5～△3%
	減額前	減額後															
議長	930,000	883,500															
副議長	840,000	798,000															
議員	770,000	731,500															
政務調査費	300,000	270,000															
平成23年度	議員報酬5%、政務調査費10%の暫定減額(H23.7.1～H24.3.31)	(平成22年度と同様)															
平成24年度	議員報酬5%、政務調査費10%の暫定減額(H24.4.1～H25.3.31)	(平成22年度と同様)															
平成25年度		局部長△8.1%、課長△6.3%、課長補佐△4.5% 係長△2.7%、主任主事以下△0.4～△2.7%															

## ※(平成22年第1回定例会 提案理由)

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にあり、現在、本市においても極めて厳しい財政運営が求められております。本市議会といたしましては、これまでも、平成19年の改選期から、議員報酬の5%引き下げや議員定数の削減、さらに、平成20年度からは費用弁償の廃止など、積極的に経費の削減に努めてまいりました。

新年度である平成22年度予算編成においては、大幅な収支不足が見込まれることから、こうした市の厳しい財政状況に対して寄与するため、市議会として議会費全体の見直しについて総合的に議論を重ね協議してまいりました。その結果、財政再建に向けた現議員の姿勢を示すための方策として一定の結論を得ましたので、このたび、二つの条例について一部改正を行うべく提案をさせていただくものであります。

まず、発議第3号・千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてですが、平成22年4月から現議員の任期である23年4月までの議員報酬の額について、暫定的に5%の減額をするため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、発議第4号・千葉市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてですが、平成22年4月から現議員の任期である23年4月までの政務調査費の月額について、暫定的に10%の減額をするため、また、あわせて会派による交付金額の選択ができるようにするため、条例の一部改正を行うものであります。